

# 令和8年度平和を希求する「沖縄のこころ」海外発信強化事業業務委託 企画提案仕様書

## 1 業務名

令和8年度平和を希求する「沖縄のこころ」海外発信強化事業業務委託

## 2 業務期間

契約の日から令和9年3月15日まで

## 3 業務の概要と目的

沖縄県では、令和6年3月に「沖縄県地域外交基本方針」を策定し、沖縄県の地域外交の目指す姿の一つとして、アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点を掲げており、沖縄及びアジア・太平洋地域の振興発展の前提・基盤となる地域の「平和」を維持するために、各分野に共通する取組として、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信強化や平和に関する学術研究の促進等に取り組み、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献することを目指すこととしている。

また、沖縄県は令和5年6月、韓国済州特別自治道、ドイツ・オスナブリュック、フランス・ベルダンが加盟するグローバル平和都市連帯に加入しており、済州特別自治道が主催する済州フォーラム参加に加え、同連帯の活用を通して、世界に向けて平和を希求する「沖縄のこころ」の発信力の強化に取り組んでいる。

本事業では、前年度事業により整理・優先度付けされたアジア・太平洋地域の連携候補を踏まえ、優先度の高いベトナム及びカンボジアにおける連携可能性を具体化するための調整業務を行う。併せて、姉妹州であるハワイ州等において、既存コンテンツを活用した展示・イベント等を通じ、平和を希求する「沖縄のこころ」の海外発信及び交流の促進を図る。

## 4 委託業務の内容

### (1) 国際平和ネットワーク構築に向けた調整業務

#### ア 概要

前年度の調査結果（優先度設定等）を踏まえ、ベトナム及びカンボジアにおいて、沖縄県と平和を軸とするネットワーク構築の実現可能性を確認し、次年度以降の具体的な連携に繋げるため、関係機関との調整及び企画立案を行う。

なお、企画提案により、上記2地域に加え、又はこれらに代えて、より効果的・実現可能性が高い地域・都市を提案することを妨げない。

この場合、提案の根拠を明示すること。

## イ 業務内容

### ① 連携対象先の探索

ベトナム及びカンボジア（または提案地域）において、連携候補となる自治体、研究機関、平和関連団体、大学、博物館等を探索し、関心分野や期待される役割等を整理する。

### ② 意見交換の実施

ネットワーク構築や共同事業の可能性について意向確認を行うため、候補先とアポイントメントを取り、関係者との意見交換を実施する。

意見交換はオンライン会議又は現地訪問により実施し、実施方法（回数・人数・対象）は、実現可能性と効果を踏まえ提案すること。

### ③ 連携方法（メニュー）の具体化

意見交換結果を踏まえ、地域ごとに、以下の例を参考に具体的かつ実現可能な連携方法や論点を整理する。

- ・シンポジウム等イベントへの相互参加
- ・両地域における相互パネル展示（展示先候補、期間、役割分担等）
- ・連携協定・MOU等の締結
- ・その他、提案により有効な手法（資料館交流等）

### ④ 次年度以降を見据えた実施スケジュール（案）を提示すること。

### ⑤ その他

海外関係者との調整は英語又は現地公用語で行うこと。先方に日本語通訳がいる場合は日本語でも差し支えない。

現地渡航が必要な場合のアポイントメント、通訳、備品郵送、現地ロジ等のコーディネートを含むこと。

## (2) 既存ネットワーク活用業務

### ア 概要

本県の有するネットワークを活用し、海外への発信を強化するための事業を実施する。

今年度は、本県と姉妹県州を締結しているハワイ州、ならびに JICA 草の根技術協力事業を実施しているカンボジア等において、既存コンテンツを活用したパネル展及び平和交流に資するイベント等を実施する。また、グローバル平和都市連帯構成都市であるドイツ・オスナブリュックとの具体的な連携策としてパネル展を実施する。

### イ 業務内容（案）

#### ① ハワイ州におけるパネル展の実施

前年度作成済みの多言語パンフレット（Heart of Okinawa）等のコンテンツを活用し、ハワイ州内でパネル展を実施する。実施時期は、令和8年度「沖縄県地域外交人材育成事業」学生派遣期間である9月（派遣期間：9月5日～11日）を想定し、当該事業との連携も検討すること。

展示場所、期間、展示方法、必要な許認可・調整事項、広報手段を整理し、沖縄県と協議の上決定する。

#### ② ハワイ州における平和交流イベントの提案・実施

事業目的に沿った平和交流にふさわしいイベント（講演会、シンポジウム、ワークショップ等）を企画提案し、実施に向けた調整を行う。

登壇者候補、想定参加者、構成案、必要経費、運営体制、広報計画を提示すること。

実施内容は、最終的に県と協議して決定すること。

#### ③ カンボジアにおけるパネル展・平和交流イベント等の提案・実施

JICA 草の根技術協力事業の状況を踏まえ、ハワイ州と同様に、パネル展及び平和交流イベント等の実施案を提案する。

展示概要、パネル仕様、枚数、素材等は県及び相手先と調整の上決定する。

実施時期を含め、相手先事情に即した実現可能な計画とすること。

#### ④ ドイツ・オスナブリュックにおけるパネル展の実施

前年度作成済みの多言語パンフレット（Heart of Okinawa）等のコンテンツを活用し、ドイツ・オスナブリュックとの具体的な連携策としてパネル展を実施する。パネルについては、ドイツ語への翻訳を行うこと。

展示概要、パネル仕様、枚数、素材等は県及び相手先と調整の上決定する。

### ウ 留意事項

① 現地訪問における関係機関とのアポイントメント、通訳（現地公用語）手配備品郵送、現地のロジ手配等のコーディネートを含めるものとする。

② 展示にあたっては、パネルを現地に送るのではなく、パネルの電子データを提供して現地で印刷したものを展示する、現地でデータ映像を表示するなどの方法でも差し支えない。

③ 海外関係者との調整は、英語又は現地公用語で実施すること。先方に日本語通訳がいる場合は日本語でも差し支えない。

#### 《企画提案にあたっての留意事項》

(1) 調整の進め方、実施内容、人員体制、スケジュールを具体的に示すこと。

## 5 成果物

本事業の成果物として、以下を県に納品すること。

### ① 調査報告書

(A4 縦、印刷版 15 部及び電子データ一式)

※調査報告書は、課題の整理及び改善方策の検討に資する形で取りまとめること。

※電子データは、ワープロソフト等で作成したもの及び PDF の両方を納品すること。(PDF は紙をスキャンしたものではなく、文字が検索できる形式とすること。)

## 6 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 委託業務の進捗状況や委託業務内容の確認等に関する打合せ等を定期的に行うこと。実施頻度は月 1 回程度を想定し、対面又はリモートで行う。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (3) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。
- (4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

## 7 委託業務の経理等

- (1) 当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿等を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の用途を明らかにすること。
- (3) 委託業務の支出内容を証明する経理書類（業務完了報告書含む）は、会計帳簿等とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、受託者の費用負担においていつでも供覧に供することができるように保存すること。
- (4) 委託費の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いできる。概算払いを希望する場合は、事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。

(5) 委託業務を実施する場合、原則、財産（備品等）の取得は認めない。

## 8 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の 50% を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

<その他簡易な業務>

ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

イ 原稿、データの入力及び集計

ウ イベントや WEB サイト運営に係る通訳、翻訳業務

エ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配

オ その他、県が簡易と決定した業務

## 9 業務履行に係る関係人に関する措置要求

(1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(2) 県は、上記「8 業務の再委託についての留意事項」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- (3)受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

## 10 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・管理し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するとともに、特に個人が特定され得る情報（個人情報）については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

## 11 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者（県）に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

## 12 提案にあたっての留意事項

- (1)本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2)委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3)本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

## 13 その他

- (1)本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (2)本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。
- (3)本調査業務を踏まえ、沖縄県が別途実施する関係事業についても、連携、協力すること。